

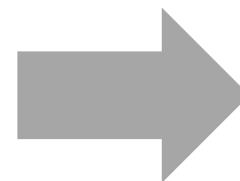
# 自然現象等対策 -有毒ガス防護対策-



ワーキングの詳細  
はこちらから

論点No.229

発電所内外に貯蔵されている危険物などから有毒ガスが発生した場合、所員は事故対処などの活動を継続することはできるのか。



第26回ワーキング  
(2024.2.14) で議論

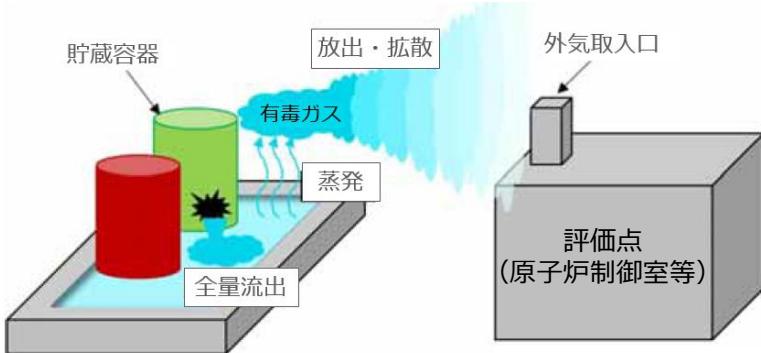
## ワーキングチーム検証結果

発電所内外の危険物タンクなどの有毒ガスの発生源を調査し、所員の事故対処などの活動に対して影響を与える発生源はないと評価していること、予期しない有毒ガスの発生に備えて酸素ボンベを配備するなどの体制を整備することを確認。

### ワーキングチーム検証結果（抜粋）

#### ○有毒ガス発生源の調査

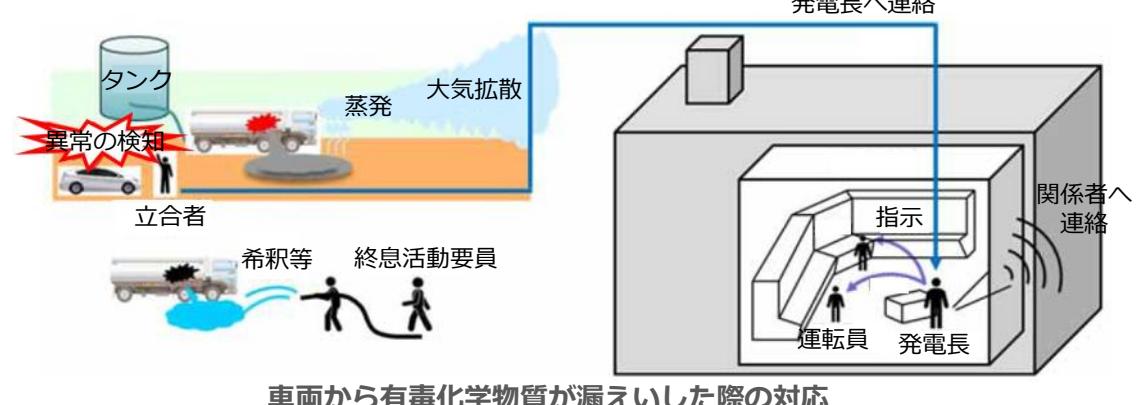
- 敷地内外の危険物や毒物など有毒化学物質の貯蔵量を調査し、貯蔵された有毒化学物質の全量が放出された際の原子炉制御室や緊急時対策所などの評価点における濃度を評価。
- 評価の結果、運転・事故対処要員の対処能力が著しく損なわれるような有毒ガスの発生源はないことを確認



有毒ガス発生源の評価のイメージ

#### ○予期しない有毒ガスの発生源などへの対策

- 発電所構内に有毒化学物質を運搬する車両などから化学物質の漏えいが発生し、有毒ガスが発生する場合に備え、発電所入構からタンクへの受け入れ完了まで所員が随行・立合し、有毒ガス発生時の速やかな検知及び連絡を行う。
- 有毒ガス発生の連絡を受けた発電長は、関係者へ異常の発生を連絡し、運転員等に対して換気空調設備の隔離や終息活動の指示を行う。
- また、予期せぬ有毒ガスの発生に備えた通報連絡体制を整備するとともに、酸素ボンベなどの防護具を配備する。



車両から有毒化学物質が漏えいした際の対応